平成２６年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市東大久保町２番５号
破産者　古川　幸雄
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
山口県萩市大字呉服町２丁目22番地８
破産者　伊藤　友士
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第７８号
千葉県木更津市高柳3342番地７
破産者　古谷　成久
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２１５８号
三重県桑名市片町14番地２、開始決定時の住所愛知県弥富市前ケ須町南本田420番地２
破産者　安井　禎一
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８５号
名古屋市天白区植田３丁目705番地　レスポアールうえだ407号
破産者　笹本　重幸
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５０号
名古屋市港区港陽１丁目９番10号　ＩＳＴ港陽109号、従前の住所名古屋市港区錦町５番17号　ラピュタ７―202号
破産者　渡邉　幸英
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２２号
名古屋市北区桐畑町100番地　市営如意荘Ｔ４棟401号
破産者　権田　晴美
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９０号
北海道江別市文京台南町５番地の５
破産者　藤尾　　博
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１０号
札幌市中央区北５条西20丁目１番15―102号
破産者　山崎和歌子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９９号
札幌市白石区東米里2046番地32
破産者　吉田　貴志
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７６号
札幌市手稲区前田13条10丁目16番１号
破産者　小関　政人
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７５号
北海道江別市東野幌町15番地の22　ファミリー小林107号室
破産者　岡　　春和
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
北海道根室市宝林町４丁目51番地26
破産者　川畑　啓子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第２２号
北海道根室市歯舞３丁目10番地３、住民票上の住所北海道根室市宝林町４丁目51番地26
破産者　川畑　節子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３７７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目６番地の５　エスポワールⅠ―102
破産者　大友　悦子
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
埼玉県狭山市大字水野511番地の２　月見野ミキハイツＣ―202、開始決定時の住所埼玉県所沢市西狭山ケ丘２丁目2119番地の22
破産者　太田　和磨
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４４号
埼玉県川越市宮元町25番地25　くすのきハイツ203号室、前住所埼玉県川越市大手町２番地５　レクセルマンション川越大手町1002号
破産者　天野　勝好
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４８号
埼玉県ふじみ野市亀久保1217番地
破産者　大場　亮一
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５９号
埼玉県飯能市大字中藤下郷23番地148
破産者　伊藤　健司
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部